

羽島市人権施策推進指針

「市民が主体のまちづくり」の実現を目指して

概 要 版



羽 島 市

指針策定の趣旨



私たちを取り巻く社会情勢の急激な変化に伴い、家族関係の希薄化や地域社会のつながりの低下、またインターネットの急速な普及に伴う個人情報の流出や匿名性の悪用といった問題等が生じています。誰もが暮らしやすく、世代を超えて心の通うまちを創造するために、市民一人ひとりが、人権尊重の意義を深く理解し、互いを尊重することが大切です。

羽島市では、一人ひとりの人権が尊重され、市民が主体のまちづくりの実現に向けて、「羽島市人権施策推進指針」を策定しました。この指針は、人権施策の推進に関し、総合的な施策推進の方向性や個別の方策等を示す基本指針です。

基本理念



「一人ひとりの人権が尊重され、
市民が主体のまちづくりの実現を目指して」

重点対策

- (1) 「よく生き合う力」を育む人権教育・人権啓発の推進
- (2) 人権問題の未然防止と早期発見、迅速な対応体制の強化
- (3) 関係者間の連携向上と市民及び行政の協働によるまちづくりの推進



基本方針



1 すべての人権問題を自分のこととして主体的に取り組むことができる土壌の醸成

2 「人権」について正しく理解し、判断することができるための認識力の育成

3 必要な支援を確実に提供する体制の確立

4 庁内、行政・関連組織間の情報共有と連携強化

5 市民と行政が協働して進める取組の推進



分野別施策の推進

女性の人権

性別に限らず、仕事、家事、育児など様々な場面ですべての市民が活躍できる意識と環境づくりが進むとともに、問題が発生した際に迅速な対応ができる体制づくりを目指します。

主な取組

- ・「羽島市男女共同参画プラン」による意識啓発
 - ・家事・育児・介護等を共同で行える環境づくりと啓発活動
 - ・配偶者暴力相談の実施
- など

子どもの人権

家庭児童相談の充実を図るとともに、いじめや不登校の早期発見、早期対応に向け、各関係機関との連携強化に努めます。また、様々な機会を捉えて、子どもの人権を尊重する意識を高めます。

主な取組

- ・いじめや虐待防止の啓発
 - ・子どもの相談支援の充実
 - ・世代間交流の充実
- など

高齢者の人権

高齢者が経済的に自立して生活できる環境づくりを進め、自らの意思や行動が尊重され、希望するすべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援に努めます。

主な取組

- 地域包括ケアシステムの構築（安心して生活できる環境づくり）
- 高齢者の社会参加の促進
- 関係機関等との連携

など

障がい者の人権

障がいのある方に対して、様々な面で合理的配慮のもと地域で生活しやすい環境づくりを進め、障がいのある方の意思と考えを踏まえた、支援体制を推進します。

主な取組

- 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 障害福祉サービスの充実
- 障がい者の社会参加支援

など

同和問題

同和問題について正しい知識・理解を深め、同和問題を他人事ではなく、解決しなければならない人権問題と捉え、人権尊重のまちづくりを推進します。

主な取組

- 同和問題の理解と認識を深める啓発
- えせ同和問題についての取組

など

外国人の人権

相互の文化や価値観、生活習慣についての理解を進め、外国人が地域で住みやすい環境づくりを推進します。また、外国人の地域活動への参加が増え、国籍に限らず地域のつながりや支え合いを支援します。

主な取組

- 外国人の日常生活支援及び相談体制の充実
- 異文化交流機会の充実

など

インターネットによる人権侵害

インターネット上での人権侵害や個人情報の流出など、プライバシーに関わる問題に対し、関係機関と連携を図り、的確な対応に努めます。また、情報発信者としてのマナーやモラルを正しく身に付けられるよう、教育・啓発の推進に努めます。

主な取組

- 人権侵害に対する適切な対応の実施
- 情報モラル教育の推進

など

その他の人権問題

どのような人権問題についても、正しい人権認識をもち、理解を深め、日常生活の中で人権問題と気付ける感覚を磨くことが大切であり、様々な人権問題の解決に向け、啓発や取組を進めます。

主な取組

- 各人権問題の周知及び理解

など

人権とは...

お互いの個性や多様性を尊重し、生存と自由が保障され、それぞれの幸福を追求する、人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利のことです。羽島市では、「人権尊重」が当たり前の社会を目指し、人権施策を展開していきます。

人権問題とは何であるかを知り、人権の大切さに気付く土壌づくり

人権認識をもつ

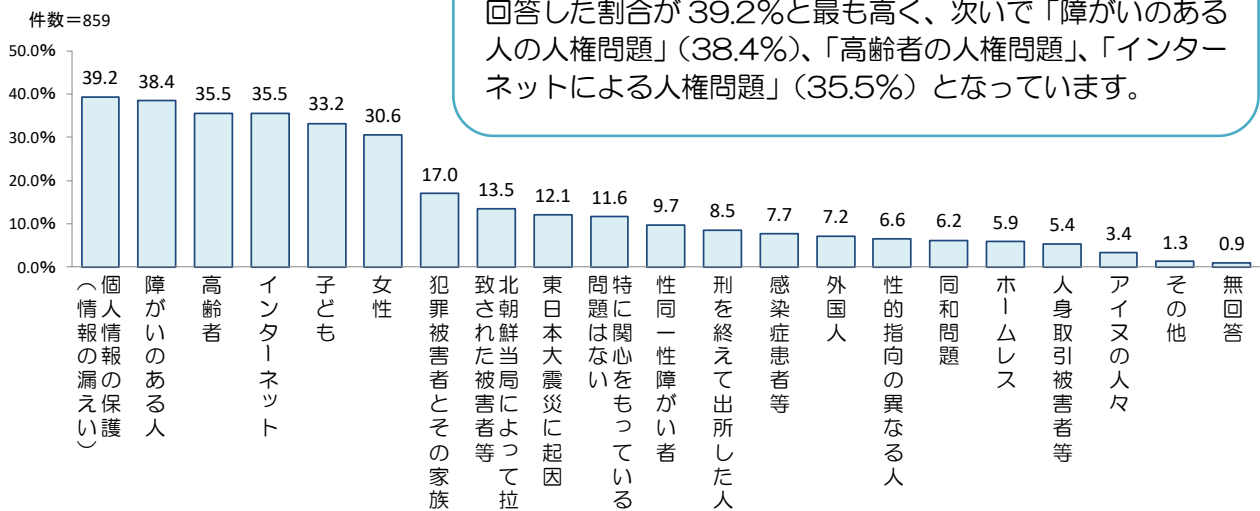
あらゆる場面において人権問題が存在するため、その問題に気付くと同時に、学び・考え・行動できる環境づくり

人権理解を深める

身に付け深めた人権認識・理解を、日常生活の中で当たり前のものとして感じ磨くことで、一人ひとりの人権が尊重される社会を目指す

人権感覚を磨く

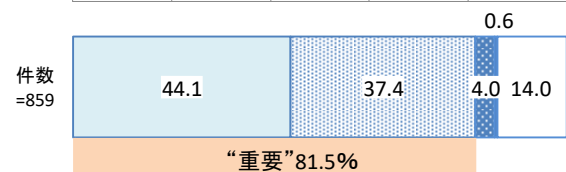
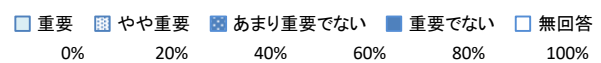
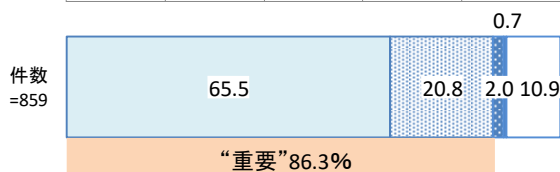
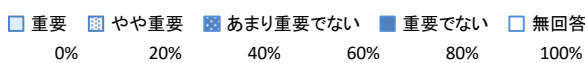
人権に関する意識について



平成28年度羽島市人権に関する市民意識調査より

人権教育の現状

市民における人権教育の重要性について、「学校教育における人権教育」が“重要”と回答した割合が86.3%、「社会教育・生涯学習における人権教育」が“重要”と回答した割合が81.5%となっています。



平成28年度羽島市人権に関する市民意識調査より

推進体制等



❖推進体制❖

庁内関係課で構成する羽島市人権施策推進連絡会をはじめ、庁内部署間において人権問題に対する情報を共有します。また、羽島市男女共同参画懇話会や羽島市要保護児童対策及びDV対策地域協議会、羽島市青少年問題協議会等、関係課及び関係団体との緊密な連携を図ることにより、人権教育・啓発活動を推進します。

❖関係機関との連携❖

人権施策の推進が広範な取組として展開されるよう、国や県等関係機関との連携・協力を進め、人権に関わる団体等との情報共有を図り、人権施策の取組に対する協力を働きかけます。

❖人権に関する職業従事者に対する研修の推進❖

「市民が主体のまちづくり」の推進にあたり、地域において先導的役割を果たせるよう、行政職員、教職員、消防職員、医療・福祉関係職員等人権に関わりの深い特定の職業に従事する者への、資質向上のための研修を実施します。

指針の推進期間

本指針の推進期間は、平成30年度を初年度として、平成34年度までの5年間とします。また、推進期間内でも社会情勢の変化等により、必要に応じて見直すものとします。

羽島市人権施策推進指針【概要版】 2018年(平成30年)3月発行
編集・発行 羽島市教育委員会生涯学習課



〒501-6241

羽島市竹鼻町226番地2 教育センター1階

電話 058-393-4672

FAX 058-391-0906

ホームページ http://www.city.hashima.lg.jp/soshiki/8-7-0-0-0_9.html



〈QRコード〉

本指針は、岐阜県からの助成を受けて策定しています。